

## 墓地等に係る経営許可権限移譲可能性検討委員会 検討結果取りまとめ

### 1. 委員会の目的

墓地等の経営許可権限移譲可能性検討委員会では、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等（以下、「墓地経営許可等」という。）に関する神奈川県からの権限移譲の調査・研究を行い、権限移譲の可能性について方向性を見出すことを目的とし、検討を行った。

### 2. 委員会構成及び開催経過

#### (1) 委員構成

No.	氏名	所属等
1	出石 稔	関東学院大学法学部 教授 (学識経験者)
2	松木 勝一	松木測量登記建築事務所 所長 (学識経験者)
3	森 丹山	町内仏教会 会長 (宗教関係者)
4	横田 睦	公益社団法人 全日本墓園協会 (関係団体の委員)
5	矢島 篤造	地区長連絡協議会 (地域の代表者)

#### (2) 委員会開催経過

回数	日程	議題
1	平成 28 年 9 月 1 日	委嘱状の交付、会長・副会長の選出 (1) 委員会開催予定について (2) 権限移譲の概要について (3) 町内の現況について (4) 規制状況について
2	平成 28 年 11 月 18 日	(1) 他自治体等における墓地行政について (2) 課題の抽出について
3	平成 29 年 1 月 31 日	(1) 課題の整理について (2) 権限移譲の可能性検討について
4	平成 29 年 3 月 28 日	(1) 他事例における規制状況について (2) 権限移譲の可能性及び方向性の検討について

### 3. 課題

委員会では、墓地経営許可等に関する権限移譲の可能性について、調査・研究し、課題の整理を行った。

#### 課題事項

No.	項目	課題	説明
1	規制内容等	① 住宅からの距離規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地が造れない規制は、憲法違反になる</li> <li>・過剰な規制は、新たな墓地を町民が求められなくなる</li> <li>・規制内容が県条例と同程度であれば、権限のメリットが少ない</li> <li>・規制だけではなく、住民協議等の手続きについても検討の必要がある</li> <li>・墓地供給を公営墓地に依存するか否かにより、規制内容に影響を及ぼす</li> <li>・死亡者推計や町内の需給状況、町民のニーズ等の把握が必要である</li> </ul>
		② 公営墓地整備の検討	
		③ 需給状況等の把握の必要性	
2	組織体制整備等	① 既存墓地対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、無縁化が進むなど、墓地の永続的な運営、管理が難しくなることが想定されることから、許可に際しては、既存宗教法人の財務状況の確認も重要となるなど、単に墓埋法の許可権限がなされるだけに留まらない課題が内包されている</li> <li>・土木、財務、紛争等、専門性が高いため、専門職員の配置又は第三者委員会の設置等を検討する必要がある</li> <li>・組織体制が整備されないまま権限を受けても墓地行政が機能しない可能性がある</li> <li>・県が把握している墓地等と現存墓地等は、乖離している可能性が高いため、移譲後の対応に苦慮することが想定される</li> <li>・新たな財務負担が増える</li> </ul>
		② 組織体制の整備	
		③ 財務負担の増大	
3	その他	① 広域的需給バランスの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトな単独の町で近隣市町の需給状況を加味して、需給バランスを確保することは困難である</li> <li>・他法令の許可権限等は県であるため、許可審査時等における確認、調整において統一の見解や認識の齟齬が生じる恐れがある</li> <li>・墓地等の整備と密接な関係がある開発や農地転用の権限を有しないとまちづくりの方向性が定まらない懸念がある</li> </ul>
		② 神奈川県との連携	
		③ まちづくりの方向性	

## 4. まとめ

### (1) 権限移譲の方向性に関する委員意見

各委員の意見は、おおむね次の5点に整理できる。

- ① 速やかに権限移譲を受け、可能な限り二宮町独自の住環境に配慮した条例を制定し施行すべきである。〈権限移譲賛成：墓理法に基づく条例を制定し規制すべき〉
- ② 権限の移譲については判断できないが、権限移譲又は独自条例により、墓地に関する対策が必要である。〈権限移譲賛否留保：何らかの形で規制する必要性あり〉
- ③ 権限を移譲するには時間がかかるため、すぐにできることとして、施行に向けて進めている「開発事業における手続き及び基準等に関する条例」に墓地を規定したほうがよい。〈権限移譲賛否留保：墓理法とは別個の条例で規制すべき〉
- ④ 権限を有している自治体が適正に業務が行えているか等、実態調査を進めないと判断ができない。〈権限移譲賛否留保〉
- ⑤ 今までの議論だけでは、結論は出せないなので、実態調査等を進め、継続的に検討すべきである。〈権限移譲賛否留保：権限移譲について継続検討〉

### (2) 総括

二宮町の住環境を守るために一定の墓地の規制を行うことの必要性については、おおむね委員の一致を見た。

これに対し、墓理法に基づく墓地経営許可等については、速やかに、移譲を受けて権限を行使すべきであるという強い意見がある一方、業務の執行が機能しないのではないかという恐れもあるので、更に検討が必要であるという主張もあった。

転じて、墓地の規制等は、権限を受けなくても他の方法（独自条例）で定めることができ、権限移譲と比べ少なくとも早い対応を検討できるので、他の方法（独自条例）を進めながら権限移譲について検討を継続しつつ、墓地対策を実施するとの折衷意見が出された。これについても、墓地に関する町の政策（権限移譲、独自条例等）は、なるべく早く取り組む必要があるとする意見もあった。

以上を踏まえ、墓理法に基づく墓地経営許可等の県からの権限移譲の可能性については、最終的な方向性を結論づけることができなかつたので、継続しての検討が必要と認められる。